

2022 年 7 月 8 日

各位

三井住友信託銀行株式会社

「電話によるお手続き」約款の改定について

2022 年 8 月 1 日より、「電話によるお手続き」約款 を改定いたします。

詳細につきましては、下記の改定内容をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

記

1. 対象

「電話によるお手続き」約款

2. 改定内容

下表では改定となる条項のみ記載しております。

改定前	改定後
「電話によるお手続き」約款	「電話によるお手続き」 <u>特約</u>
第1条(本手続きについて) (1)本手続きとは、当社が別途定める商品およびサービスにかかる購入・解約等の取引について、本手続き利用者が、電話での手続きを依頼した場合に、各規定または約款で定める払出請求書や通帳・証書等の提出および届出の印章による記名押印を受けることなく電話のみで受付し、取引を行うことをいいます。 (2)本手続きの申し込みは、当社所定の方法で申込書を提出して行うものとします。 (3)本手続きの取扱時間は、当社所定の時間内とします。	第1条(電話によるお手続き) (1)本手続きとは、当社が別途定める商品およびサービスにかかる購入・解約等の取引について、本手続き利用者が、電話での手続きを依頼した場合に、各規定または約款で定める払出請求書や通帳・証書等の提出および届出の印章による記名押印を受けることなく電話のみで受付し、取引を行うことをいいます。 (2)本手続きの申し込みは、当社所定の方法で申込書を提出して行うものとします。 (3)本手続きの取扱時間は、当社所定の時間内とします。

3. 改定日

2022 年 8 月 1 日(月)

以上